

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月18日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 大河内 真 澄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 3日 午前 9時00分から 令和 7年 7月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 7月17日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 7月31日 午後 1時00分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 7月24日 午前 9時00分から 令和 7年 7月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の指定口座に金銭を振り込んだ旨の保管金受入手 続添付書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許 可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができ ます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	9,772,000 7,817,600		1,954,400	106,560	22,834
</					



物 件 目 録

1 所 在 みよし市東山台 33 番地 27

家屋 番号 33 番 27

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積	1 階	62.10 平方メートル
	2 階	52.99 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 2月26日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 大河内 真 澄

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし（一般定期借地権付建物）

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- ・ 本件建物のために、その敷地（地番33番27，地積162.63平方メートル，所有者B）につき賃借権が存する。買受人は，地主の承諾又は裁判等を要する。
- ・ 上記敷地の賃借権に質権設定登記（令和元年12月20日受付第31594号）がされている。
- ・ 地代代払の許可あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。



- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

1 所 在 みよし市東山台 33 番地 27

家屋 番号 33 番 27

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積	1 階	62.10 平方メートル
	2 階	52.99 平方メートル



令和 6 年(ケ)第 68 号

令和 6 年 10 月 8 日受理

令和 6 年 11 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 岡崎支部

執行官 久 林 靖

物 件 目 録

1 所 在	みよし市東山台 33 番地 27		
家屋 番号	33 番 27		
種 類	居宅		
構 造	木造スレートぶき 2 階建		
床 面 積	1 階	62.10	平方メートル
	2 階	52.99	平方メートル

(建物用〈单独〉)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
建物	物件 1
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 「その他の事項」(枚目) 記載のとおり
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	☒ 本建物の屋根に太陽光パネルがある。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物配置図（概略）のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈単独〉)

目 的 外 土 地 の 概 況 (物件1関係)			
所 在	みよし市東山台		
地 番	3 3 番 2 7		
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐		
地 積	1 6 2 . 6 3 平方メートル (☒ 全部 ☐ 一部)		
所 有 者	☒ B (目的外土地所有者) ☐ その他の者		
そ の 他 の 事 項			
■関係人 (■B (目的外土地所有者)) の陳述／■提示文書 (一般定期借地権設定契約書, 一般定期借地権付分譲住宅売買契約書の写し) の要旨			
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 賃借権 ☒ 一般定期借地権 ☐ 使用借権 ☐ 無権原		
占 有 開 始 時 期	令和元年12月20日		
最初の契約等	契約日	令和元年8月5日	
	期 間	平成29年4月1日から ☒ 令和50年3月31日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等	期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契 約 等 当 事 者	貸主	☒ B (土地所有者) ☐ その他の者 ()	
	借主	☒ A (建物所有者) ☐ その他の者 ()	
地代・支払時期等	毎月 金22,600円 (毎月末日限り翌月分支払)		
地 代 前 払	☒ ない ☐ ある (金 円 分まで)		
敷 金 ・ 保 証 金	☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)		
特 約 等	借地借家法第22条に定める一般定期借地権		
地 代 滞 納	☒ ない ☐ ある (令和 年 月 日現在 金 円)		
契 約 解 除	☒ ない ☐ ある		
訴 訟 提 起 等	☒ ない ☐ ある ☐ 終局 ()		
そ の 他	賃借人Aが支払わない地代については、債権者が令和6年12月分まで支払っているとのことである。権利金として契約時に1,200,000円が支払われている。		
執 行 官 の 意 見	☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣居住者	物件1建物（以下、「本件建物」という。）には、以前はA（債務者兼所有者）さんが、奥さんと子供さんと共に家族合計3人で居住しておられましたが、転居され、それ以降は、令和5年1月ころから、本件建物は空き家の状態です。
■ B (目的外土地所有者)	1 私の所有する本件建物の敷地である目的外土地は、現在、Aさんに、地代月額21,500円で、賃貸しています。借地権は一般定期借地権です。ここに一般定期借地権設定契約書の写し等を提出します。 2 私は本件建物を含む4軒分の土地を貸しています。私には角文株式会社から地代が送金されているので、私には地代の未納はありません。
■角文株式会社担当者	1 本件建物は当社が建て売りで販売した物件です。 2 本件建物の屋根の上にある太陽光パネルは、本件建物の建築時に当社が取付けたものです。太陽光パネルは建物と共に一体で住宅ローンを組んでおられると思いますので、太陽光パネルは建物所有者の所有物だと思います。 3 目的外土地の借地料は、現在月額22,600円です。契約で地代は3年ごとに見直すこととなっており、最初の契約時から2回の値上げがあり、現在の地代となっています。 4 当社はBと業務委託契約を交わしており、地代の集金代行をしています。したがって、本件建物の買受人は、当社に月額22,600円の地代を支払っていただき、集金手数料を引いた額を当社がBに送金することになります。 5 地代については、債権者から令和6年12月分まで当社に支払われています。
■みよし市役所道路河川課担当者	目的外土地が南側で接する水路は、愛知用水土地改良区が管理する水路です。この水路が南側で接する道路は市道です。なお、水路は道路区域には入っていません。
■愛知用水土地改良区 みよし事務所担当者	1 目的外土地が南側で接する水路には、水資源機構の地上権が設定されています。当土地改良区は水資源機構から水路の管理委託を受けています。 2 33番21の水路については、目的外土地の賃借人から施設使用申請が平成29年1月18日にされています。なお、使用料は1平方メートル当たり年額で591円です。また、新規申請および更新時には1,100円の手数料が必要です。ただし、これらの金額は変更されていきます。また、33番21の水路の使用料について、現在の申請者（A）に

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
	対して未納があります。 3 本件建物が売却される場合には、買受人は33番21の水路について、施設使用の申請が必要となり、手数料や使用料が掛かります。なお、申請には33番21の水路の所有者の承諾書の添付が必要となります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件建物の室内には、第三者が現に占有する徴表は見受けられない。電気が停止しており、表札、近隣居住者の陳述、住民票、ライフライン照会に対する回答、現認使用状況等から、Aが本件建物を空き家として占有していることが認められる。
- 2 Aに占有に関する照会をするも、回答が得られなかった。
- 3 目的外土地は南側で水路に隣接している。そして、この水路を介して南側の市道に出入りする形態となっている。したがって、本件建物の買受人は、水路の使用について、水路の管理者である愛知用水土地改良区と施設の使用についての協議・申請が必要となるものと思われる。
- 4 本件土地の周囲には、境界標と思われる杭等が設置されていた。本件土地の範囲は、これらの杭等で囲まれた部分であると思われる。
- 5 本件建物は、目的外土地を敷地として建っている居宅で間取図のとおり使用されている。
- 6 本件建物の建売販売を行った角文株式会社担当者の陳述によれば、本件建物の屋根の上にある太陽光パネルは、本件建物の建築当初から設置されたものとのことである。
- 7 本件建物内を見渡した範囲においては、本件建物内の傷みの程度については、経年劣化程度と思われる。
- 8 本件調査結果及び執行官の意見は、本報告書のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

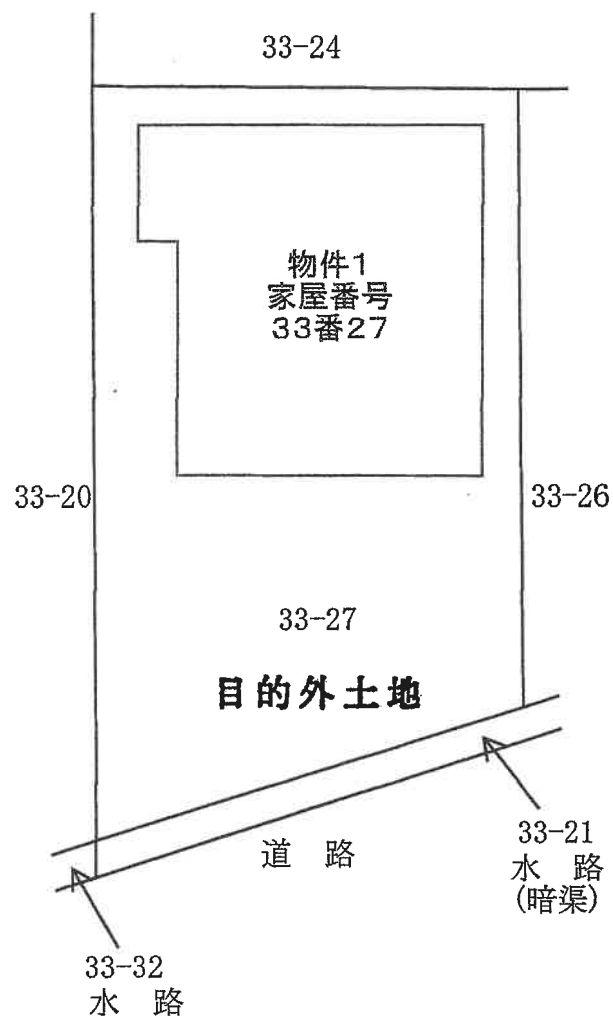
(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6 年 10 月 10 日 (木) 11:25-11:50	物件所在地	物件確認, 占有調査 (居住者不在), 近隣居住者から面談聴取, 期日通知書差置, 外部写真撮影
6 年 10 月 10 日 (木)	当庁	照会書面作成郵便送付 (所有者宛, 目的外土地所有者宛)
6 年 10 月 11 日 (金) 13:15-13:20	名古屋法務局岡崎支局	登記簿謄本, 公図, 建物図面等交付申請
6 年 10 月 15 日 (火)	当庁	照会書面作成郵便送付 (中部電力ミライズ株式会社宛, 東邦ガス株式会社宛, 愛知中部水道企業団宛)
6 年 10 月 15 日 (火)	当庁	みよし市市民課宛 A の住民票交付申請書面作成郵便送付
6 年 10 月 21 日 (月) 10:00-10:55	物件所在地	評価人と共に立入調査, 間取り確認, 屋内写真撮影, 外部写真撮影
6 年 11 月 1 日 (金) 9:25-9:30 11:40-11:45	携帯電話	みよし市役所道路河川課担当者から電話聴取
6 年 11 月 1 日 (金) 11:45-11:50 13:20-13:25	携帯電話	愛知用水土地改良区みよし事務所担当者から電話聴取
6 年 11 月 1 日 (金) 13:05-13:10	携帯電話	角文株式会社担当者から太陽光パネルについて電話聴取
6 年 11 月 5 日 (火) 8:45-8:50	携帯電話	目的外土地所有者から電話聴取
6 年 11 月 5 日 (火) 9:15-9:20 10:45-10:50	携帯電話	角文株式会社担当者から地代等について電話聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和6年10月21日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		

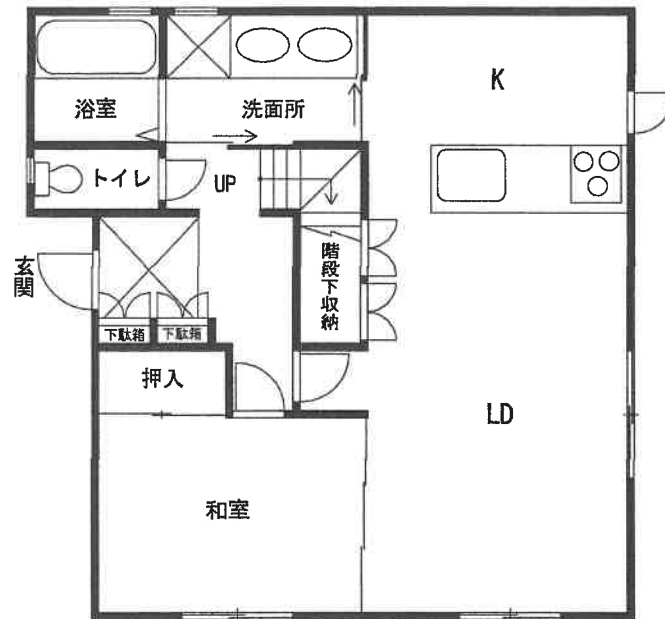
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)

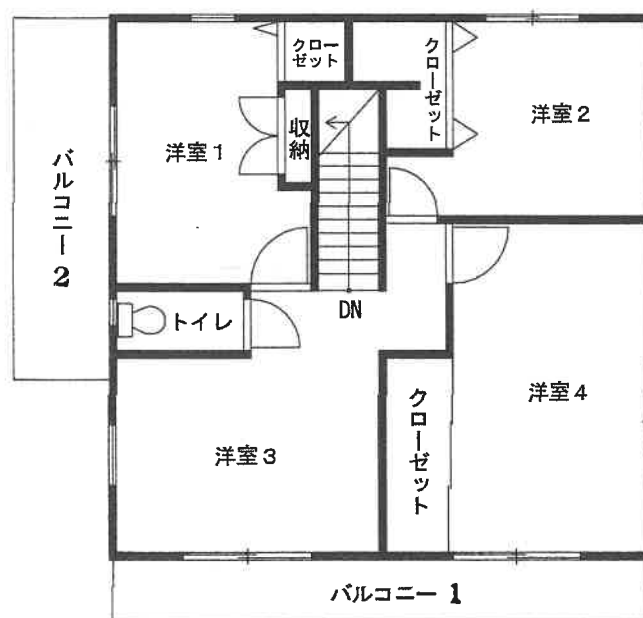
土地建物配置図（概略）



1F



2F



建物間取図
(概略)

①

本件建物



目的外土地

道路

②

本件建物



目的外土地

道路

③

太陽光パネル

本件建物



④

屋内の状況 LD



⑤

屋内の状況 洋室2



⑥

屋内の状況 浴室



令和6年(ケ)第 68 号
令和6年10月10日受 理
令和6年10月21日現地調査
令和6年11月18日評 価
発行番号 2024022 号

名古屋地方裁判所岡崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

渡邊一成

第1 評価額

番 号	評 価 額
物件1（建物）	金13,960,000円

- 1 上記評価額は、借地権付建物としての価格である。
- 2 借地権の一時金（保証金、権利金等）については考慮外である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	みよし市東山台33番地27 33番27 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 62.10平方メートル 2階 52.99平方メートル	同左
番号	特記事項		
1	上記建物の受命外敷地は、次のとおりであり、一般定期借地権が設定されている。 みよし市東山台33番27 宅地 162.63平方メートル		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象建物の受命外敷地の概況及び利用状況等

位置・交通	名鉄豊田線「日進」駅 南東方 道路距離約6.0km さんさんバス「東山台」バス停 南方 道路距離約220m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	住宅、アパート等が混在する住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60% 100% — —
画地条件	地積 162.63㎡ 間口 約10.6m、奥行 約16m 形状 台形	
接面道路の状況	南側にて水路(暗渠)を介して、幅員約6.0mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号道路)に概ね等高に接面する中間画地である。 ※特記事項参照	
土地の利用状況等	対象建物(物件1)の敷地として利用されている。隣地は一般住宅等である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質指定特定施設事業所届出リストに掲載は無く、登記事項証明書上・住宅地図上に受命外敷地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性(正確には専門的測定を要す)を示す履歴は特に存しなかった。	

特 記 事 項	① 対象建物（物件１）の当該敷地の利用権原は一般定期借地権である。 【一般定期借地権の概要】 ・ 所 在：みよし市東山台３３番２７ ・ 地 積：１６２．６３㎡ ・ 期 間：平成２９年４月１日から令和５０年３月３１日までの５１年間 ・ 賃 料：月額２２，６００円 ・ 権利金：１，２００，０００円 ・ 保証金：なし その他、一般定期借地権の詳細については「現況調査報告書」に記載のとおり。 ② 受命外敷地が南側で接する水路（３３番２１）について 受命外敷地と同一所有者であるが、独立行政法人水資源機構の地上権が設定されている。登記地目は「愛知用水路」であり、愛知用水土地改良区が管理する水路である。 この水路は現況暗渠となっており、南側で接する道路はみよし市道であるが、当該水路は道路区域には含まれていない。 当該水路については、受命外敷地の賃借人である本件建物所有者から、施設使用申請が平成２９年１月にされており、使用料は１平方メートル当たり年額で５９１円である。また、新規申請および更新時には１，１００円の手数料が必要である。ただし、これらの金額は変更されていく。また、現在の申請者に対して未納がある。 本件建物が売却される場合には、買受人は当該水路について、施設使用の申請が必要となり、手数料や使用料が発生する。なお、申請には当該水路の所有者の承諾書が必要となる。 その他、詳細は「現況調査報告書」に記載のとおり。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載） 平成29年12月21日新築 経過年数 約7年 経済的残存耐用年数 約18年
仕 様	構造 木造2階建 屋根 スレートぶき 外壁 サイディング等 内壁 クロス等 天井 クロス等 床 フローリング、畳等 設備 電気、ガス、給排水等 その他 -
床面積（現況）	登記床面積 115.09㎡ 未登記増改築部分なし
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 5LDK （附属資料 建物間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	「現況調査報告書に記載のとおり」
特記事項	① 屋根に太陽光パネルがある。なお、当該太陽光パネルは建 物と一体で住宅ローン組んでいるものと思われ、本件建 物所有者の所有物だと思われる。 ※詳細は「現況調査報告書」に記載のとおり。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
1	198,000	115.09	0.73	16,640,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ウ 現価率：

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= \left[\text{残価率 } 3 \% + (1 - \text{残価率 } 3 \%) \times \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 18 \text{ 年}}{\text{経済的残存耐用年数 } 18 \text{ 年} + (\text{経過年数 } 7 \text{ 年})} \right] \\ &\times (1 - \text{観察減価等 } 0 \%) = 0.73 \end{aligned}$$

(2) 借地権価格

受命外敷地の更地価格に建付減価修正率を乗じ、更に借地権割合を乗じて借地権価格を判定した。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	借地権 割合 オ	借地権価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
受命外 敷地	125,000	1.06	162.63	0.95	0.20	4,090,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地等 みよし（県）－２

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 130,000 \text{ 円/㎡} & \times & 101 / 100 & \times & 100 / 105 & \times & 100 / 100 & = & 125,000 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 方位南西向き等を考慮。

◇地域格差 : 交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差 : 方位1.08×水路介在0.98＝1.06

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 地上建物の存在による減価率 5 %と判定した。

オ 借地権割合 : 一般定期借地権の地域性及び個別性を考慮し 20 %と判定した。

2 評価額の判定

建物価格に借地権価格を加算して求めた基礎となる価格に、競売市場修正等を施し、さらに名義書換相当額を控除して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 名義書換料相当額

番号	借地権価格 (円) ア	名義書換料の借地権 価格に対する割合 イ	名義書換料相当額 (円) ア×イ
1	4,090,000	0.10	410,000

イ 名義書換料の借地権 : 借地権価格の10%と査定した。
価格に対する割合

(2) 評価額の判定

番号	基礎となる 価格 (円) ア	占有 減価 修正 (円) イ	市場 性修 正 ウ	競売 市場 修正 エ	名義書換料 相当額 (円) オ	評 価 額 (円) (ア-イ)×ウ ×エ-オ
1	20,730,000	0	0.99	0.70	410,000	13,960,000

イ 占有減価修正 : 必要なし

ウ 市場性修正 : 水路使用の手続きを要し、また水路使用料の滞納が有る等、市場性の減退を考慮した。

エ 競売市場修正 : 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格等 【みよし（県）－2】

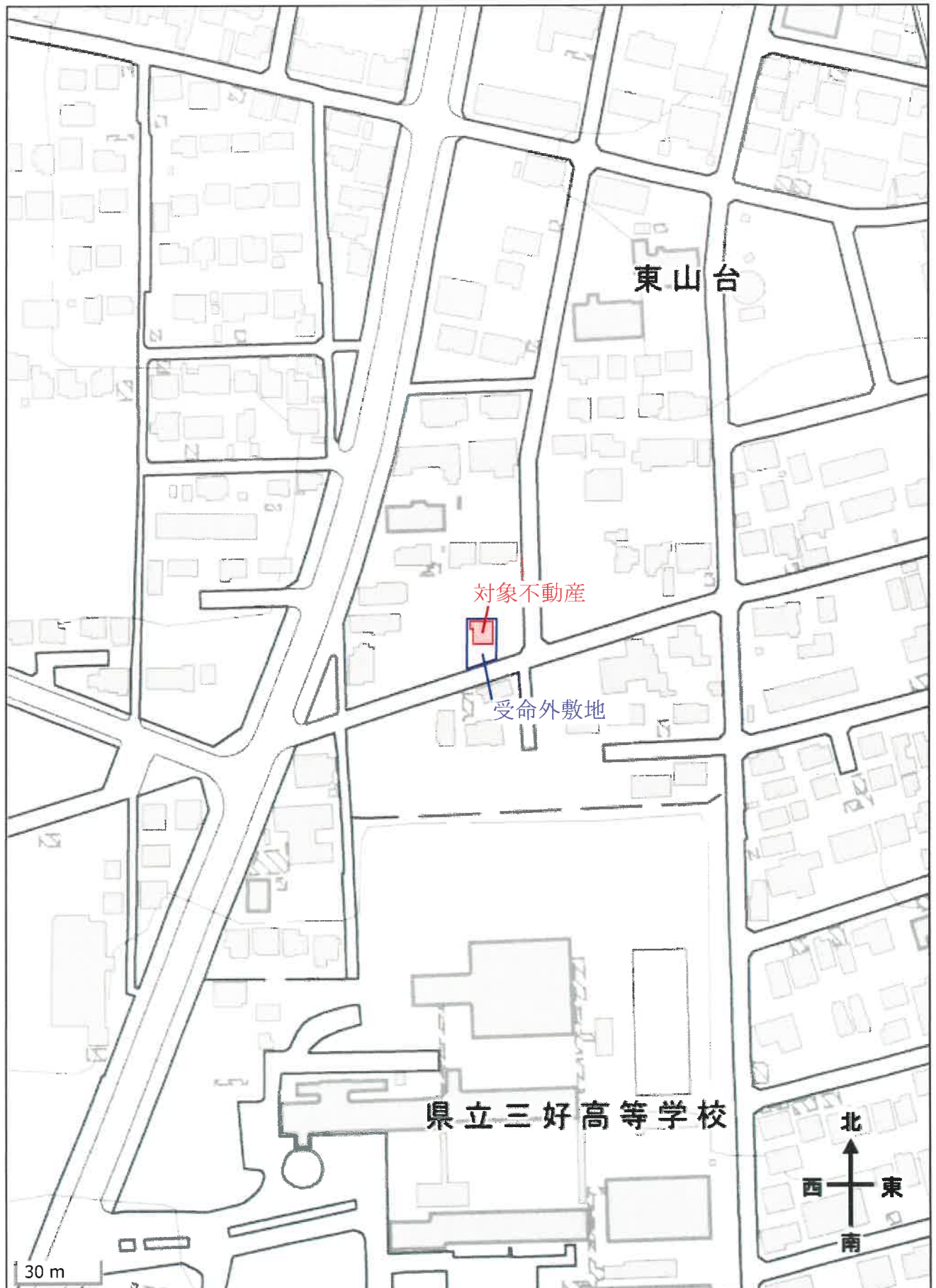
所 在： 愛知県みよし市東山台25番5
価 格： 130,000 円／㎡
位 置： 名鉄豊田線「日進」駅の南東方道路距離5.6km
価 格 時 点： 令和6年7月1日
地 積： 宅地 218㎡
供給処理施設： ガス、水道、下水
接 面 街 路： 南西側6.0m市道に接面
用 途 指 定 等： 第一種低層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率100%)
地 域 の 概 要： 住宅、アパート等が混在する住宅地域

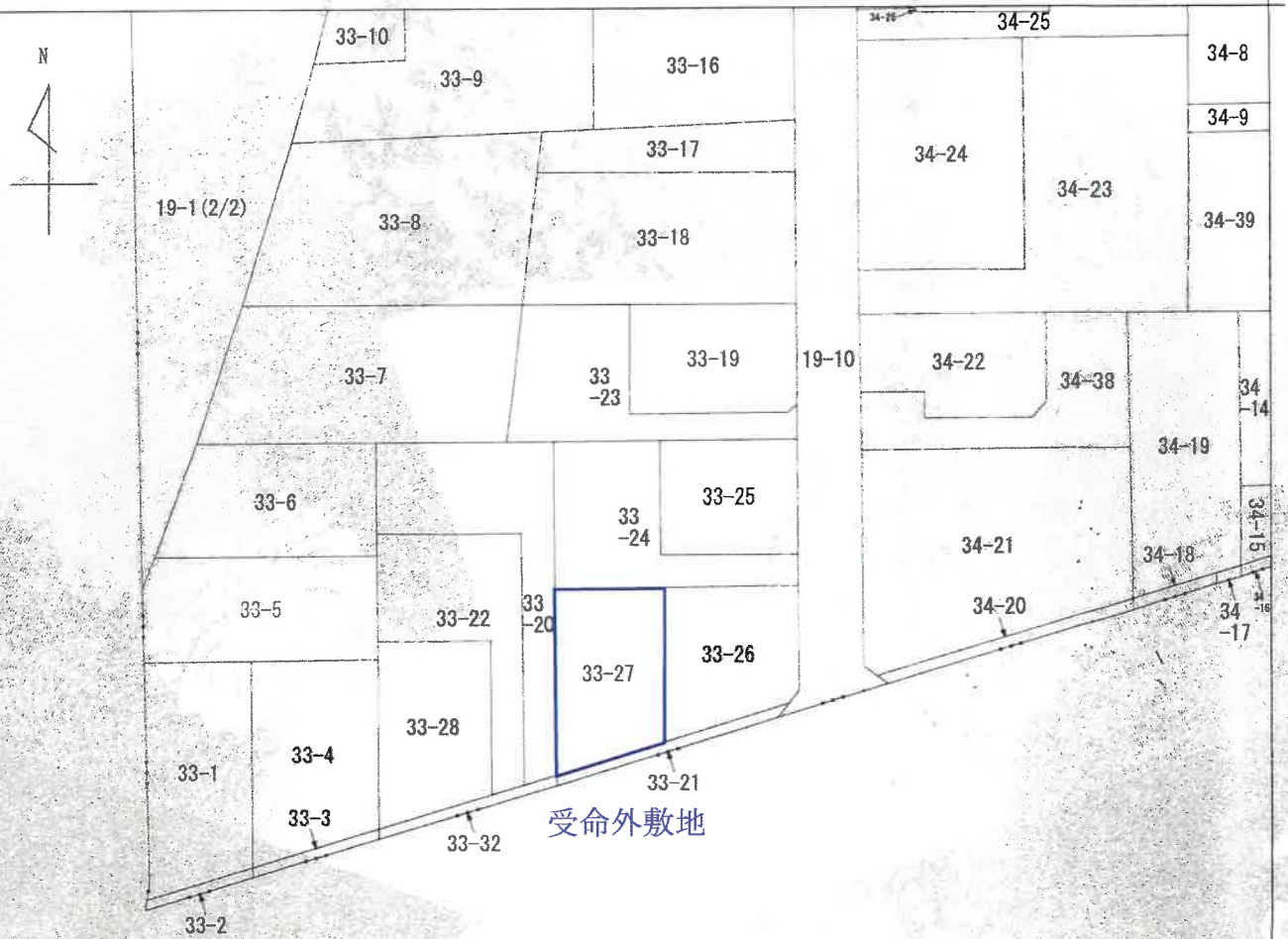
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図（写）
- 5 建物図面・各階平面図（写）
- 6 土地建物配置図(概略)
- 7 建物間取図(概略)
- 8 現況写真

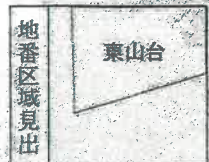
以 上







受命外敷地



請求部	所在	みよし市東山台				地番	33番27			
出縮	方尺	1/500	精度区分	甲	座標系番号又は記号	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日						備付年月日(原図)	昭和62年4月21日		補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月7日
名古屋法務局豊田支局
登記官

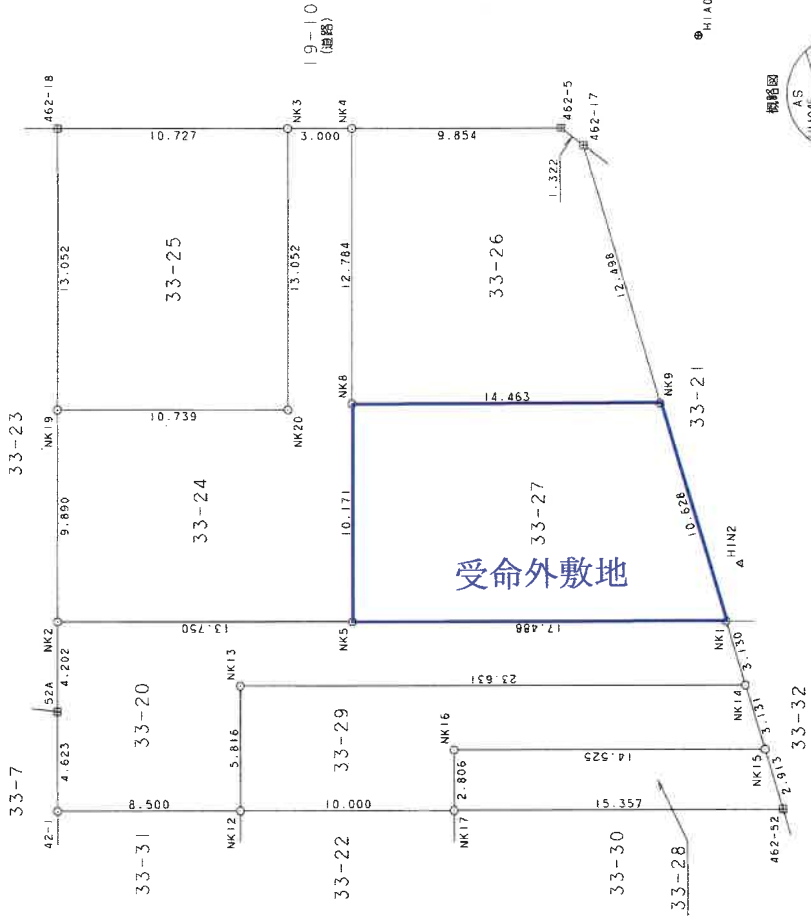
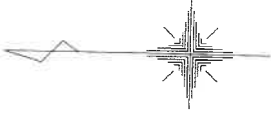
登記年月日：平成28年12月8日

1/2

地積測量図

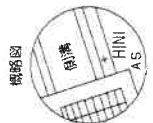
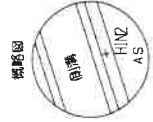
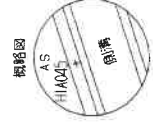
地番 33-20, 33-24, 33-29

土地の所在 みよし市東山台



境界線

田	コンクリート杭
区	プラスチック杭
母	類
△	刻
区	フ レ ー ト
○	木
○	番 牌
▽	現 況
点	点



単位：m

縮尺 1/250

申請人

作製者

地番
33-20,
33-24ないし33-29

地積測量

2/2

土地の所在
みよし市東山台

座標求積表

地番	33-20			$(X_{n+1} - X_{n-1}) \cdot Y_n$
	測点	X _n	Y _n	
NK2	-101823.405	-6991.028	-95448.505284	1378.060113
	-101823.499	-6995.229	-95448.505284	
42-1	-101823.602	-6999.851	-95448.505284	60205.718451
NK12	-101832.100	-6999.653	-95448.505284	58573.096304
	-101832.190	-6999.653	-95448.505284	
NK13	-101831.970	-6993.838	-95448.505284	164327.217648
NK14	-101855.596	-6993.311	-95448.505284	158510.387126
NK1	-101854.636	-6990.331	-95448.505284	-128929.664964
NK5	-101837.152	-6990.721	-95448.505284	-218327.207551
背面積			289.101843	144.5509215
地積			144.5509215	

地番	33-24			$(X_{n+1} - X_{n-1}) \cdot Y_n$
	測点	X _n	Y _n	
NK3	-101833.619	-6967.841	-18792.267177	-72838.606260
	-101833.922	-6980.890	-18792.267177	
NK19	-101823.185	-6981.140	-73420.649380	97643.688076
NK2	-101823.405	-6991.028	-95448.505284	94451.631431
NK5	-101837.152	-6990.721	-95448.505284	-3720.634216
NK8	-101836.916	-6980.552	-95448.505284	-22972.740987
NK4	-101836.619	-6967.771	-18792.267177	350.421487
背面積			175.2107435	175.21
地積			175.2107435	

地番	33-25			$(X_{n+1} - X_{n-1}) \cdot Y_n$
	測点	X _n	Y _n	
462-18	-101822.894	-6968.091	-72705.061494	76988.011920
NK19	-101823.185	-6981.140	-73420.649380	
NK20	-101833.922	-6980.890	-72838.606260	-6967.841
NK3	-101833.619	-6967.841	-18792.267177	280.206138
背面積			140.1030690	140.10
地積			140.1030690	

地番	33-26			$(X_{n+1} - X_{n-1}) \cdot Y_n$
	測点	X _n	Y _n	
462-17	-101847.542	-6968.319	-34179.604695	-76106.472189
462-5	-101846.471	-6967.543	-34179.604695	
NK4	-101836.619	-6967.771	-18792.267177	66577.051905
NK8	-101836.916	-6980.552	-95448.505284	103012.005864
NK9	-101851.376	-6980.215	-95448.505284	74171.764590
背面積			320.641665	160.3208325
地積			160.3208325	

受命外敷地

地番	33-27			$(X_{n+1} - X_{n-1}) \cdot Y_n$
	測点	X _n	Y _n	
NK9	-101851.376	-6980.215	-95448.505284	-99291.371648
NK8	-101836.916	-6980.552	-95448.505284	
NK5	-101837.152	-6990.721	-95448.505284	123875.576120
NK1	-101854.636	-6990.331	-95448.505284	99430.468144
背面積			325.262816	162.6314080
地積			162.6314080	

地番	33-28			$(X_{n+1} - X_{n-1}) \cdot Y_n$
	測点	X _n	Y _n	
NK15	-101856.557	-6996.291	-107854.822056	-101164.056285
NK16	-101842.035	-6996.615	-107854.822056	
NK17	-101842.098	-6999.421	-107903.074136	101199.466376
462-52	-101857.451	-6999.064	-107903.074136	83.662171
背面積			41.8310855	41.83
地積			41.8310855	

地番	33-29			$(X_{n+1} - X_{n-1}) \cdot Y_n$
	測点	X _n	Y _n	
NK13	-101831.970	-6993.838	-164327.217648	70892.485584
NK12	-101832.100	-6999.653	-164327.217648	
NK17	-101842.098	-6999.421	-107903.074136	69539.247635
NK16	-101842.035	-6996.615	-101164.056285	-6996.291
NK15	-101856.557	-6996.291	-95448.505284	94876.702251
NK14	-101855.596	-6993.311	-171944.537557	200.736550
背面積			100.3682750	100.36
地積			100.3682750	

総計 925.0163350

恒久的地物の名称及び座標値

測点名称	別	X	座標	Y	座標
H1A045	金属板	-101852.775	-6963.119	-95448.505284	-95448.505284
H1N1	金属板	-101868.114	-7027.376	-95448.505284	-95448.505284
H1N2	刻印	-101855.243	-6987.591	-95448.505284	-95448.505284

平成28年8月30日測量

単位: m

作製者

申請人

縮尺 1/250

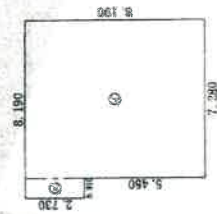
登記年月日：令和1年10月9日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和1年8月7日 名古屋法務局豊田支局 登記官

建物平面図

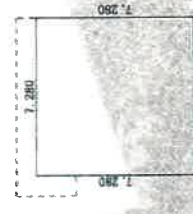
家屋番号	33番27
建物の所在	みよし市東山台33番地27

1階

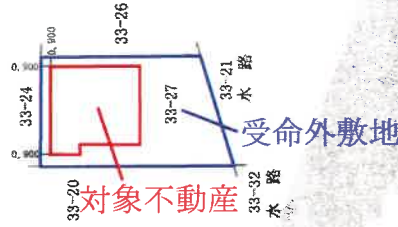


求積表	
①	$7,280 \times 8,190 = 59,623,200$
②	$0,910 \times 2,730 = 2,484,300$
合計	62,107,500
床面積	62.10 m ²

2階



求積表	
	$7,280 \times 7,280 = 52,984,000$
合計	52,984,000
床面積	52.99 m ²



受命外敷地

単位：m

縮尺 1/500

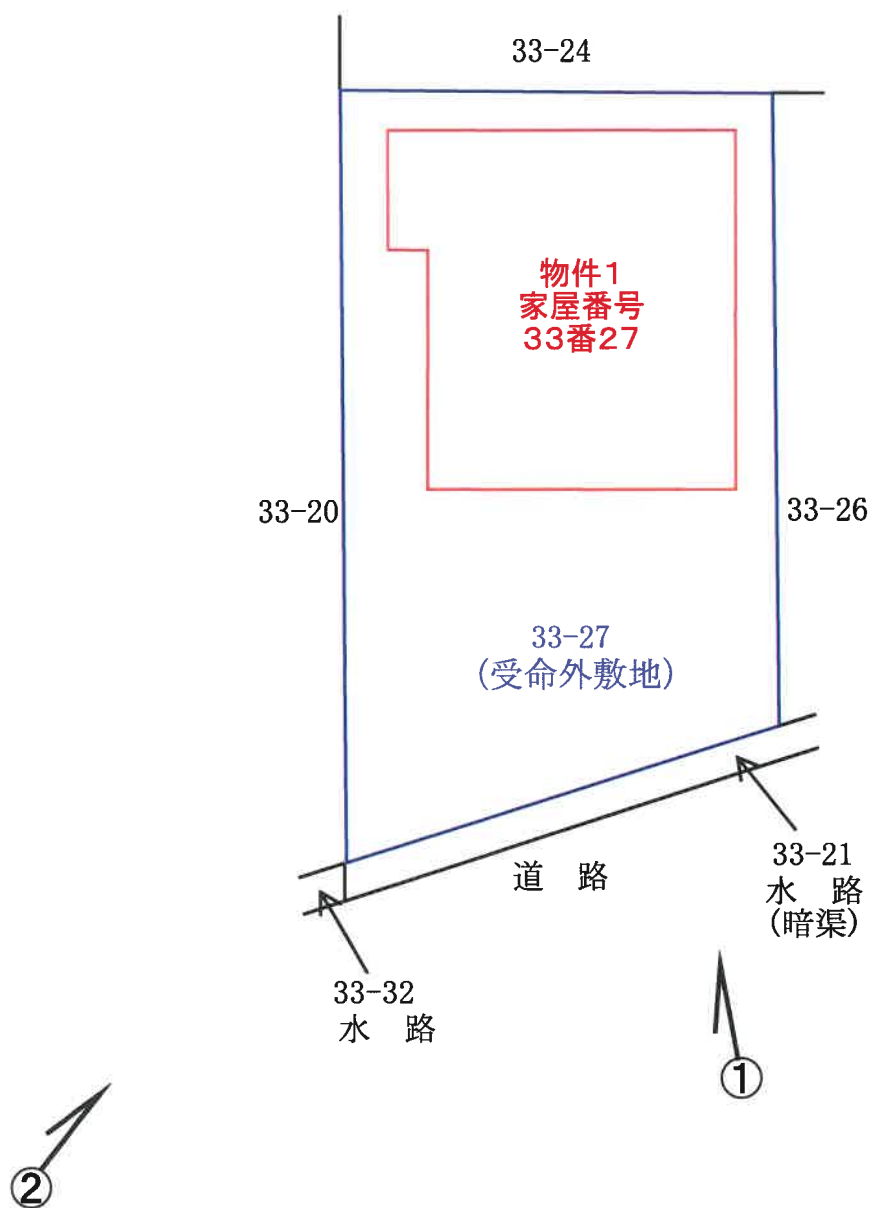
単位：m

縮尺 1/250

作成者

申請人

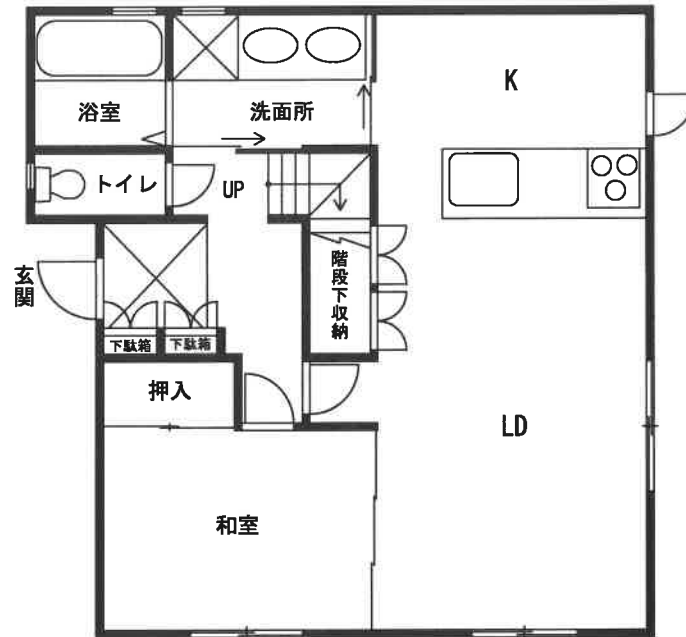
土地建物配置図（概略）



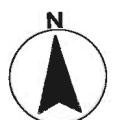
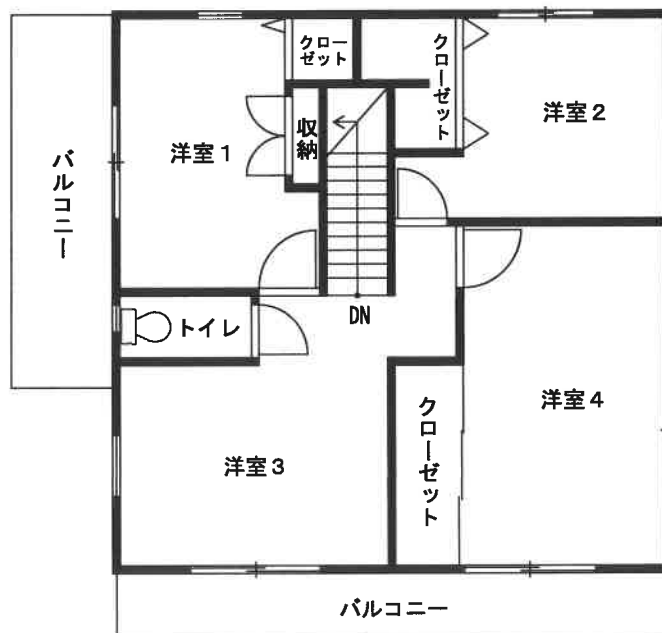
矢印は写真撮影方向を示す



1F



2F





写真番号1



写真番号2